

(別 紙)

柔軟仕上げ剤等家庭用品に含まれる香料の成分表示や法規制の検討等を求める意見書(案)

化学物質過敏症が2009年に病名リストに追加され、保険適用となって以降病名については社会的認知がされてきたが、その病状に対する理解はいまだ不十分な状況にある。最近では、家庭で使用する柔軟剤仕上げ剤や消臭剤等に含まれる香料の成分に起因し、頭痛、吐き気等の健康被害を訴える人がふえている。自分自身が使っていないくても、他人が使っているものに反応し、学校や職場に行けなくなるなど状況は深刻である。2017年、日本消費者連盟が開設した「香害110番」には2日間で213件もの相談や苦情が寄せられた。

日本石鹼洗剤工業会は「品質表示自主基準」を改訂し、商品の容器包装等に適正使用量を守る旨の表示をすることとなったが、問題は使用量のみでなく、製品成分が消費者に知らされていないことにある。欧州連合(EU)では、化粧品規制でアレルゲンであることが明白な26種について物質名を表示するように定め、配合量も規制している。

本市においては、今年4月、市内の小中学生の保護者全員に、家庭での香料などの使用や来校の際の配慮を呼びかける、「香料についてのお願い」とする文書を配付した。また、今後は、広報誌や市の情報提供ツールである「たかまつホッとLINE」を通して広く市民に啓発を行っていく予定である。本市だけではなく、多くの自治体が香料や化学物質過敏症について危機感を持って取り組みを進めている。

このような状況の中、国は、まずは香料の健康影響に関する実態を調査し、香料の規制に向けての研究を早急に進めるべきである。また、保育園や病院・福祉施設・学校等、乳幼児や児童生徒・病人・高齢者など化学物質の影響を受けやすい薬剤弱者が、長時間を過ごす施設において、香料に暴露して健康を害されることがないように、今すぐにできる対策を行い、これ以上の被害者を出さない取り組みが必要である。

よって、国に対し、子供達にとっても誰にとっても安心して暮らすことがで

きるよう、以下の事項を強く要望するものである。

記

- 1 香料暴露による健康被害の実態調査など、必要な調査・研究を行い、香料の成分表示の義務づけや法的規制について検討すること。
- 2 柔軟仕上げ剤・消臭剤等を「家庭用品品質表示法」の指定品目とすること。
- 3 公共施設や学校・福祉施設など、化学物質の影響を受けやすい薬剤弱者が過ごす施設を中心に、柔軟仕上げ剤等の香料の成分に起因し、健康被害が出て苦しんでいる人がいることの周知徹底と香料自粛の啓発を行うこと。
- 4 国民生活センターに被害の状況に合わせた専門窓口を設置するとともに、都道府県においても相談窓口を設置すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出する。

令和元年 月 日

高松市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣

} 宛